

仙台市の都市計画に関する基本的な方針の策定について

仙台市の都市計画に関する基本的な方針の策定について

本市の都市計画に関する基本的な方針について次のとおり諮問する。

別冊「仙台市都市計画マスタープラン ～ 都市計画に関する基本的な方針 2021-2030 ～(案)」

理 由

平成 24 年 3 月に策定した、都市計画法第 18 条の 2 の規定による「市町村の都市計画に関する基本的な方針」が、令和 2 年度で計画期間の満了となることから、新たな方針を令和 3 年度から令和 12 年度の計画期間として策定するにあたり、その内容について諮問するもの。